

仙台市公告 第 967号

別紙に掲げる者に対する国民健康保険に係る通知については、その送達を受けるべき者の居所が明らかでなく、送達できないため、国民健康保険法第 78 条の規定により準用する地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市健康福祉局保険高齢部収納対策室において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 9 月 15 日

仙台市長 郡 和子

別紙

R8 健保収第 115-23 号

(担当課：健康福祉局保険高齢部収納対策室)

[illegible]